

公 示

河川法（昭和３９年法律第１６７号）第７５条第４項の規定により、
下記のとおり工作物を保管しました。

令和７年５月１９日

河川管理者
福島県知事 内堀 雅雄

記

1. 保管した工作物の種類、形状及び数量

種類 橋りょう
形状 別図のとおり（除却にあたり切断している）
数量 １基

2. 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

放置されていた場所 いわき市内郷宮町滝８番１地先
除 却 し た 日 時 令和７年５月１９日１０時

3. 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

保管を始めた日時 令和７年５月１９日１３時
保 管 の 場 所 いわき市常磐関船町３丁目９番地７
（関船こ線橋下）

4. 問い合わせ先

福島県いわき建設事務所
総務部行政課 TEL ０２４６－２４－６１０９
企画管理部管理課 TEL ０２４６－２４－６１２２

(別図) 放置されていた場所及び写真

